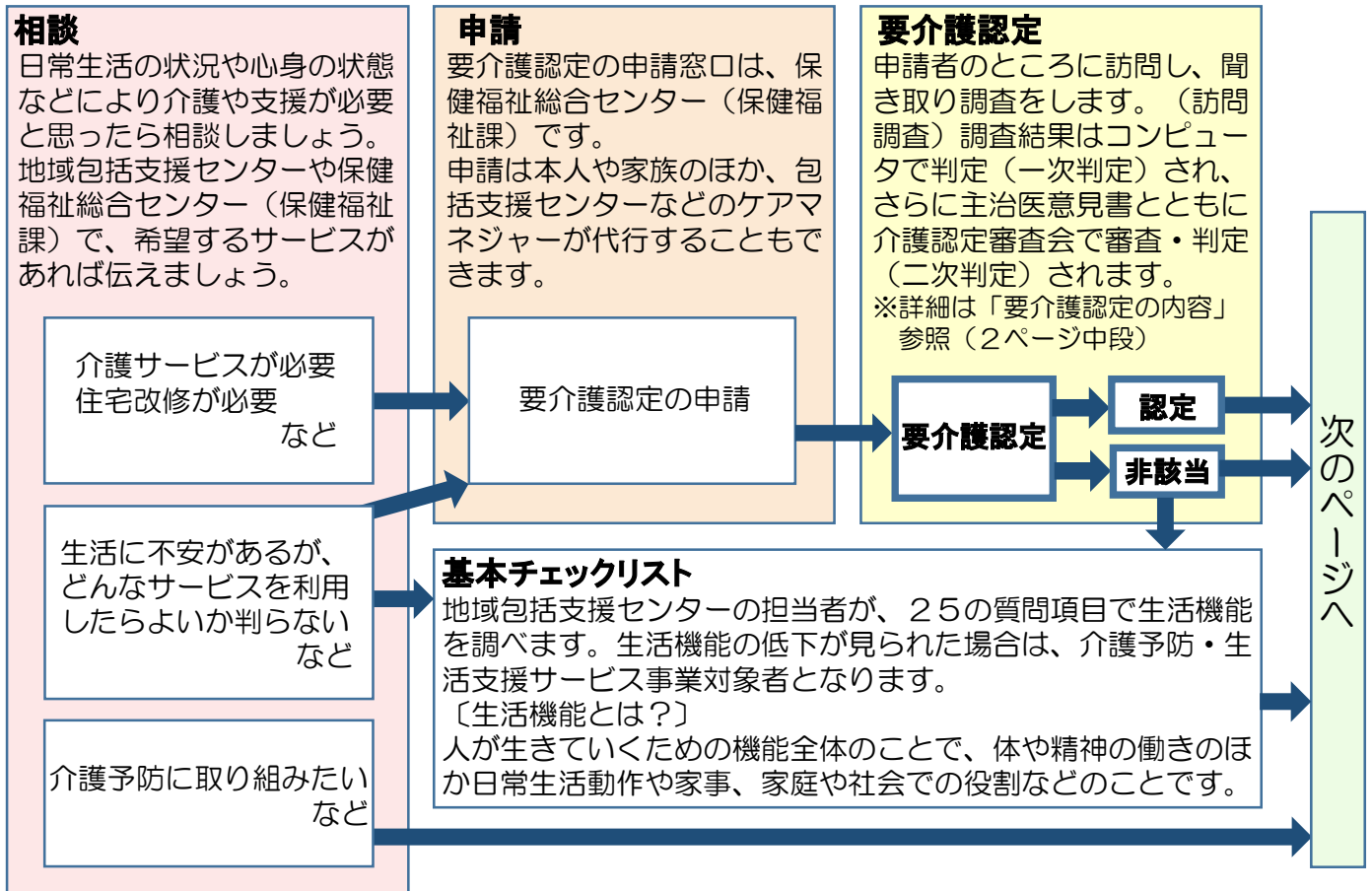


サービスの利用方法

サービスを利用するために①



要介護認定の内容

●訪問調査

介護認定調査員（村の職員や委託されたケアマネジャーなど）がご自宅や入院・入所先などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。基本調査では、「片足で立っていられるか」「何かにつかまらないうで起き上がるか」など、あらかじめ定められた74項目にしたがって、質問をします。

【訪問調査の主な調査項目】

◎基本調査

- 麻痺などの有無
- 拘縮（こうしゆく）の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 歩行
- 洗身
- つめ切り
- 視力・聴力
- 移乗・移動
- 排泄
- 清潔
- 両足での立位保持
- えん下・食事摂取
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 衣服の着脱
- 外出頻度
- 意志の伝達
- 記憶・理解
- 問題行動
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 社会生活への適応
- 過去14日間に受けた医療
- 日常生活自立度

◎概況調査

◎特記事項（調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの）

●主治医の意見書

村の依頼により主治医が意見書を作成します。意見書は、生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、記載してもらった書類です。

※主治医がいない方は、地域包括支援センターなどが紹介する医師の診断を受けます。

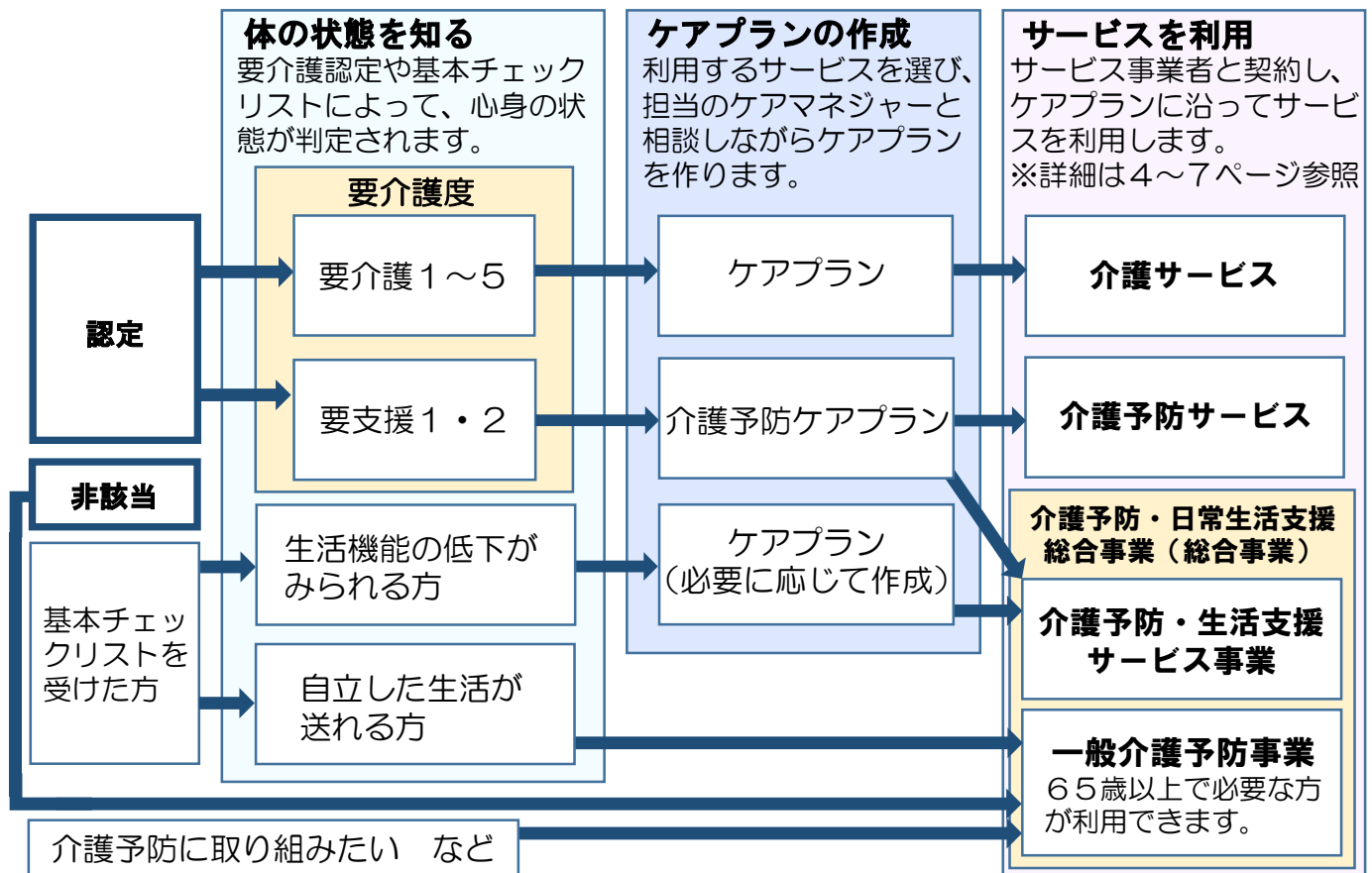
●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

●二次判定（介護認定審査会）

市町村が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人で行われる会議で、宗谷北部介護認定審査会として3市町村（稚内市・豊富町・猿払村）にて共同設置されています。申請した人の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。

サービスを利用するために②



「ケアプラン」とは？

介護サービスを利用される方の希望に沿ったサービスが利用できる様、利用者の心身状態や家族状況、生活環境などに配慮し、利用するサービスの種類や内容を定めた「サービスの利用計画」の事です。利用者がつくることもできますが、通常は居宅介護支援事業所（やすらぎ苑）や小規模多機能型居宅介護事業所（楽楽心）、地域包括支援センターなどのケアマネジャーに依頼し、プランを作成します。

要介護度

介護認定審査会の判定結果に基づいて、「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」の区分に認定されます。認定された区分により、利用できるサービスが異なります。

状態区分

本人の状態（※説明は目安です）

軽

要支援1 基本的に日常生活の能力はあるが、要介護状態とならないように一部支援が必要。

要支援2 立ち上がりや歩行が不安定。排せつ、入浴などで一部介助が必要であるが、身体の状態の維持または悪化の防止のために支援が必要な状態。

要介護1 立ち上がりや歩行が不安定。排せつ、入浴などで一部介助が必要。

要介護2 起き上がりが自力では困難なことがある。排せつ、入浴などで一部または全介助が必要。

要介護3 起き上がり、寝返りが自力ではできないことが多い。排せつ、入浴、衣服の着脱などで介助の量が増えてくる。

要介護4 日常生活能力の低下が見られ、排せつ、入浴、衣服の着脱などで全介助になることが多い。

要介護5 日常生活全般にわたって介助なしには生活できない状態。意思伝達も困難になる場合がある。

介護が必要な度合い

重

